

○農林水産省令第六十八号  
植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）  
第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法  
施行規則の一部を改正する省令を次のように定め  
る。

平成十三年三月二十七日

農林水産大臣 谷津 義男

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令  
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第  
七十三号）の一部を次のように改正する。  
別表二の五の項植物の欄中「すもも」の下に「付  
表第三十七に掲げるものを除く。」を加え、同表  
の付表に次のように加える。  
三十七 アメリカ合衆国から発送され、他の地  
域を経由しないで輸入されるダジエン種のせ  
いようすももの生果実であつて農林水産大臣  
が定める基準に適合しているもの  
附 則  
この省令は、公布の日から施行する。